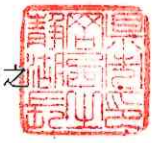
湖西市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画を変更及び決定に関する案の作成について公聴会を開催するので、湖西市都市計画公聴会規則（平成６年湖西市規則第１号）第２条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和　８年　８月　21日

湖西市
上記代表者　湖西市長　田内　浩之



１　都市計画の種類及び名称
湖西都市計画道路の変更　３・４・19号　大倉戸茶屋松線

２　公聴会において意見を聞こうとする原案の概要
都市計画道路３・４・19号　大倉戸茶屋松線について、一部区間の幅員を変更する。
なお、原案の概要は湖西市都市整備部都市政策課のホームページで閲覧可
市役所ウェブサイト
https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/toshiseisakuka/gyomuannai/2/toshikeikakukettei/19584.html

３　日時、開催場所、公述申出締切日及び公述申出できる者

日時	令和８年９月14日（月）午後１時30分から
開催場所	湖西市健康福祉センター　３階研修室
公述申出締切日	令和８年９月７日（月）午後５時15分必着

４　原案の閲覧場所
湖西市都市整備部都市政策課（湖西市吉美3268番地）

５　公述の申出手続き
(1)　公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式第１号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付して、湖西市都市整備部都市政策課に郵送等又は持参にて提出すること。

(2)　公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べることができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

6　公述申出できる者

湖西市民又はその他の利害関係者

7　公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

8　公聴会の中止

公述申出期間に公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、令和８年９月８日（火）８時30分以降に下記９に問い合わせのこと。

9　問い合わせ

（原案に関すること）

湖西市都市整備部都市計画課

〒431-0492　湖西市吉美3268番地　電話番号053-576-3117

（その他）

湖西市都市整備部都市政策課

〒431-0492　湖西市吉美3268番地　電話番号053-576-4925